第四条第三号イの表中

一万七千三百円	二万二千三百円	三万二千八百円	三万九千三百円	四
二万八千六百円	三万七千円	五万千六百円	六万四百円	七

を

一万七千二百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千二百円	四万九
二万八千五百円	三万六千九百円	五万千四百円	六万二百円	七万五

に改め、同号ロの表中

千七百円	一万千四百円	一万三千八百円	一万七千五百円	一万
千七百円	一万六千九百円	二万円	二万五千四百円	一万

を

千七百円	一万千四百円	一万三千八百円	一万七千四百円
六千八百円	一万九千九百円	二万五千三百円	

に改める。

第十二条第二号中「十三万四千二百円」を「十三万三千九百円」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十五号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成十六年厚生労働省告示第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二条第一号ニ(1)及び同条第二号ロ中「二百三十八万七千円」を「二百四十万千円」に改める。

第四条第三号の表中

一万七千三百円	二万二千八百円	三万二千八百円	三万九千三百円	四万
二万八千六百円	三万七千円	五万千六百円	六万四百円	七万

を

一万七千二百円	二万二千二百円	三万二千七百円	三万九千二百円	四万九千
二万八千五百円	三万六千九百円	五万千四百円	六万二百円	七万五千

に改める。

第十二条第二号中「十三万四千二百円」を「十三万三千九百円」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十六号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第十三条第二項の規定に基づき、平成二十四年度雇用施策実施方針の策定に関する指針を次のように定める。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

平成二十四年度雇用施策実施方針の策定に関する指針

目次

第一　趣旨

第二　現下の経済及び雇用情勢とその課題

一　経済及び雇用情勢と今後の見通し

二　現下の厳しい雇用情勢における課題

第三　最近の雇用における重点施策

一　東日本大震災からの復旧・復興支援及び円高への対応

二　地方自治体等と連携した雇用施策の実施

第四　平成二十四年度の主な雇用施策

一　若者・女性・高齢者・障害者の就労促進による「全員参加型社会」の実現

二　日本の成長力を支える人材の育成及び成長企業への支援

三　地方自治体や民間事業者等と連携した重層的なセーフティネットの構築

四　非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善

五　ワーク・ライフ・バランスの実現

六　最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業への支援と最低賃金の遵守の徹底

七　外国人労働者問題等への適切な対応

第一　趣旨

日本経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、政策的な需要創出・雇用の下支え効果により、緩やかに持ち直してきた。先行きについても、各種の政策効果等を背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、欧州の政府債務危機が、金融システムに対する懸念につながっていることや金融資本市場に影響を及ぼしていること等により、海外景気が下振れし、日本の景気が下押しされるリスクが存在する。東日本大震災後のサプライチェーンの回復や電力不足の解消、更には復興需要の増加等により、多くの産業で求人が増加傾向となり、また、有効求人倍率が改善している。しかし、雇用情勢の先行きは、欧州の政府債務問題等が発生する中での円高による影響等により、更なる注視が必要である。

このため、東日本大震災からの復旧・復興支援に係る施策を取りまとめた『日本はひとつ』しごとプロジェクト」の推進に加え、中長期的にも少子高齢化による労働力の減少を跳ね返すために、若者、女性、高齢者、障害者の全ての人が就業意欲を実現できる「全員参加型社会」を構築するような雇用施策を進めていく必要がある。

最近の雇用情勢は、平成二十四年一月の完全失業率が四・六パーセント、有効求人倍率は〇・七三倍となっている。また、失業期間が一年以上となっている完全失業者が、岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）を除き、平成二十三年平均では百九万人となっており、失業が長期化する傾向があるほか、新卒者の内定率も低迷する等、依然として厳しい状況にある。

このような雇用情勢の中で、都道府県労働局と地方自治体が更に緊密に連携し、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

この指針は、雇用対策法施行規則第十三条第一項に基づき、都道府県労働局長が、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針（以下「雇用施策実施方針」という。）を関係都道府県知事の意見を聞いて策定するに当たり、同条第二項に基づき、平成二十四年度の雇用における重点施策を示したものである。

都道府県労働局においては、この指針に盛り込まれた内容を踏まえ、都道府県の実情からみた課題及びこれに対する施策を盛り込んだ雇用施策実施方針を関係都道府県知事の意見を聞いて定めることにより、当該施策と都道府県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関連の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、地域の雇用情勢の改善に取り組む。

また、当該方針に定める施策及びその実施について関係都道府県知事から要請があったときは、その要請に応じるよう努め、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていく。

第二　現下の経済及び雇用情勢とその課題

一　経済及び雇用情勢と今後の見通し

㈠　最近の経済情勢

日本経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しており、先行きについても、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待されるが、欧州の政府債務危機等により、海外景気が下振れし、日本の景気が下押しされるリスクが存在する。